

別表1（水産物供給基盤整備事業費補助）

事業等の区分	経費	補助率									
(1) 地域水産物供給基盤整備事業	(1) 都道府県、市町村又は水産業協同組合が行う特定漁港漁場整備事業に要する経費	特定漁港漁場整備事業に要する経費に対する補助率は、漁港漁場整備法第20条第5項及び同法施行令第4条並びに離島振興法(昭和28年法律第72号)第7条、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第6条、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第105条及び原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成12年法律第148号)第7条の定める割合とする。 ただし、沖縄振興計画に係るものであって魚礁及び養殖場の整備に要する経費にあっては2分の1以内、増殖場の整備に要する経費にあっては10分の6以内とする。									
	(2) 都道府県が行う地域水産物供給基盤整備事業(特定漁港漁場整備事業を除く。)のうち、漁港施設の整備に要する経費	当該事業のうち、当該施設の整備に要する経費は下表のとおり									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="969 675 1055 778">漁港の種類</th> <th data-bbox="1055 675 1211 778">地域</th> <th data-bbox="1211 675 1576 778">漁港施設</th> <th data-bbox="1576 675 1980 778">事業等の区分の欄に掲げる漁港施設ごとに当該漁港施設の整備に要する経費に対する率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="969 794 1055 970" rowspan="2">                             第1種漁港又は第2種漁港                         </td> <td data-bbox="1055 794 1211 1066" rowspan="2">                             北海道                         </td> <td data-bbox="1211 794 1576 1066">                             外郭施設又は水域施設                              係留施設                              輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。以下「公共施設用地」という。)                              漁獲物の処理、保蔵及び加工施設(荷さばき所に限る。以下「荷さばき所」という。)                              漁港浄化施設                         </td> <td data-bbox="1576 794 1980 1066">                             10分の7以内                              10分の6以内                              10分の5.5以内                               10分の5以内                               10分の5以内                         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1055 1066 1211 1364">                             離島(離島振興法第2条第1項により離島振興対策実施地区として指定された地区をいう。以下同じ。)                         </td> <td data-bbox="1211 1066 1576 1364">                             外郭施設又は水域施設                              係留施設                              輸送施設又は公共施設用地                               荷さばき所                              漁港浄化施設                         </td> <td data-bbox="1576 1066 1980 1364">                             10分の8以内                              10分の6以内                              10分の5.5以内(本土と離島及び離島と離島を連絡する橋(以下「離島架橋」という。)については3分の2以内)                              10分の5以内                              10分の5以内                         </td> </tr> </tbody> </table>	漁港の種類	地域	漁港施設	事業等の区分の欄に掲げる漁港施設ごとに当該漁港施設の整備に要する経費に対する率	第1種漁港又は第2種漁港	北海道	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。以下「公共施設用地」という。) 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設(荷さばき所に限る。以下「荷さばき所」という。) 漁港浄化施設	10分の7以内 10分の6以内 10分の5.5以内  10分の5以内  10分の5以内	離島(離島振興法第2条第1項により離島振興対策実施地区として指定された地区をいう。以下同じ。)
漁港の種類	地域	漁港施設	事業等の区分の欄に掲げる漁港施設ごとに当該漁港施設の整備に要する経費に対する率								
第1種漁港又は第2種漁港	北海道	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。以下「公共施設用地」という。) 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設(荷さばき所に限る。以下「荷さばき所」という。) 漁港浄化施設	10分の7以内 10分の6以内 10分の5.5以内  10分の5以内  10分の5以内								
		離島(離島振興法第2条第1項により離島振興対策実施地区として指定された地区をいう。以下同じ。)	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地  荷さばき所 漁港浄化施設	10分の8以内 10分の6以内 10分の5.5以内(本土と離島及び離島と離島を連絡する橋(以下「離島架橋」という。)については3分の2以内) 10分の5以内 10分の5以内							

奄美（奄美群島振興開発特別措置法第1条でいう奄美群島をいう。以下同じ。）	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の9以内 10分の8以内 3分の2以内 10分の5以内 10分の5以内
沖縄県	基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の9以内 10分の5以内 10分の5以内
北海道、離島、及び沖縄県以外の地域（以下「内地」という。）	基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地  荷さばき所 漁港浄化施設	10分の5以内（ただし、原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（以下、「原子力発電施設等振興計画」という。）に係るものであって基本施設又は輸送施設の整備に要する経費にあっては、10分の5.5） 10分の5以内 10分の5以内

(3) 都道府県が行う地域水産物供給基盤整備事業（特定漁港漁場整備事業を除く。）のうち、魚礁及び養殖場の整備に要する経費

当該事業のうち、当該施設の整備に要する経費の2分の1以内

(4) 都道府県が行う地域水産物供給基盤整備事業（特定漁港漁場整備事業を除く。）のうち、増殖場の整備に要する経費

当該事業のうち、当該施設の整備に要する経費の2分の1以内（沖縄振興計画に係るものにあつては10分の6以内）

(5) 都道府県が行う地域水産物供給基盤整備事業（特定漁港漁場整備事業を除く。）のうち、水産業協同組合が実施する荷

当該事業のうち、当該施設の整備に要する経費の2分の1以内

さばき所の整備に要する経費

(6) 市町村が行う地域水産物供給基盤整備事業(特定漁港漁場整備事業を除く。)のうち、漁港施設の整備に要する経費に対し、都道府県が補助する事業に要する経費

当該事業のうち、当該施設の整備に要する経費は下表のとおり

漁港の種類	地域	漁港施設	事業等の区分の欄に掲げる漁港施設ごとに当該漁港施設の整備に要する経費に対する率
第1種漁港又は第2種漁港	北海道	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の7以内 10分の6以内 10分の5.5以内 10分の5以内 10分の5以内
	離島	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地  荷さばき所 漁港浄化施設	10分の8以内 10分の6以内 10分の5.5以内(離島架橋については3分の2以内) 10分の5以内 10分の5以内
	奄美	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の9以内 10分の8以内 3分の2以内 10分の5以内 10分の5以内
	沖縄県	基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の9以内  10分の5以内 10分の5以内
	内地	基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地   荷さばき所 漁港浄化施設	10分の5以内(ただし、原子力発電施設等振興計画に係るものであって基本施設又は輸送施設の整備に要する経費にあっては、10分の5.5) 10分の5以内 10分の5以内

(7) 市町村が行う地域水産物供給基盤整備事業(特定漁港漁場整備事業を除く。)のうち、魚礁及び養殖場の整備に要する経費に対し、都道府県がその経費の5/6以上を補助する事業に要する経費

当該事業のうち、当該施設の整備に要する経費の2分の1以内

(8) 市町村が行う地域水産物供給基盤整備事業(特定漁港漁場整備事業を除く。)のうち、増殖場の整備に要する経費に対し、都道府県がその経費の6/10以上を補助する事業に要する経費

当該事業のうち、当該施設の整備に要する経費の2分の1以内(沖縄振興計画に係るものにあつては10分の6以内)

(9) 市町村が行う地域水産物供給基盤整備事業(特定漁港漁場整備事業を除く。)のうち、水産業協同組合が実施する荷さばき所の整備に要する経費

当該事業のうち、当該施設の整備に要する経費の2分の1以内

(10) 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が行う地域水産物供給基盤整備事業(特定漁港漁場整備事業を除く。)のうち、魚礁の整備に要する経費に対し、都道府県がその経費の5/6以上を補助する事業に要する経費

当該事業のうち、当該施設の整備に要する経費の2分の1以内

(11) 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が行う地域水産物供給基盤整備事業(特定漁港漁場整備事業を除く。)のうち、魚礁の整備に要する経費につき、市町村がその経費の5/6以上補助するに要する経費に対し、都道府県が当該

当該事業のうち、当該施設の整備に要する経費の2分の1以内

事業に要する経費の5/6以上を補助する事業に要する経費

(2) 広域水産物供給基盤整備事業  
ア 広域漁港整備事業

(1) 都道府県、市町村又は水産業協同組合が行う特定漁港漁場整備事業に要する経費

(2) 都道府県が行う広域漁港整備事業(特定漁港漁場整備事業を除く。)のうち、漁港施設の整備に要する経費

特定漁港漁場整備事業に要する経費に対する負担率及び補助率は、漁港漁場整備法第20条第4項、第5項及び漁港漁場整備法施行令第4条並びに離島振興法第7条、奄美群島振興開発特別措置法第6条、沖縄振興特別措置法第105条及び原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第7条の定める割合とする。  
ただし、沖縄振興計画に係るものであって魚礁、養殖場の整備に要する経費にあっては2分の1、増殖場の整備に要する経費にあっては10分の6以内とする。

当該事業のうち、当該施設の整備に要する経費は下表のとおり

漁港の種類	地域	漁港施設	事業等の区分の欄に掲げる漁港施設ごとに当該漁港施設の整備に要する経費に対する率
ア 第3種漁港	北海道	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の7以内 10分の6以内 10分の5.5以内 10分の5以内 10分の5以内
	離島	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地  荷さばき所 漁港浄化施設	10分の8以内 10分の6以内 10分の5.5以内(離島架橋については、3分の2以内) 10分の5以内 10分の5以内
	奄美	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の9以内 10分の8以内 3分の2以内 10分の5以内 10分の5以内
	沖縄県	基本施設又は輸送施設若し	10分の9以内

		くは公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の5以内 10分の5以内
	内地	基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地  荷さばき所 漁港浄化施設	10分の5以内（ただし、原子力発電施設等振興計画に係るものであって基本施設又は輸送施設の整備に要する経費にあっては、10分の5.5） 10分の5以内 10分の5以内
イ 第4種漁港	北海道	外郭施設又は水域施設 係留施設又は輸送施設若しくは公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の7以内 3分の2以内  10分の5以内 10分の5以内
	離島	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地  荷さばき所 漁港浄化施設	10分の8以内 3分の2以内 北海道の離島にあっては3分の2、その他の地域の離島にあっては10分の5.5以内（離島架橋については3分の2以内） 10分の5以内 10分の5以内
	奄美	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の9以内 10分の8以内 3分の2以内 10分の5以内 10分の5以内
	沖縄県	基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の9以内  10分の5以内 10分の5以内
	内地	基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地	10分の5以内（ただし、原子力発電施設等振興計画に係るもの

		荷さばき所 漁港浄化施設	であって基本施設又は輸送施設の整備に要する経費にあっては、10分の5.5) 10分の5以内 10分の5以内
ウ 第2種 漁港	北海道	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の7以内 10分の6以内 10分の5.5以内 10分の5以内 10分の5以内
	離島	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地  荷さばき所 漁港浄化施設	10分の8以内 10分の6以内 10分の5.5以内（離島架橋については3分の2以内） 10分の5以内 10分の5以内
	奄美	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の9以内 10分の8以内 3分の2以内 10分の5以内 10分の5以内
	沖縄県	基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の9以内  10分の5以内 10分の5以内
	内地	基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地   荷さばき所 漁港浄化施設	10分の5以内（ただし、原子力発電施設等振興計画に係るものであって基本施設又は輸送施設の整備に要する経費にあっては、10分の5.5） 10分の5以内 10分の5以内

(3) 都道府県が行う広域漁港整

当該事業のうち、当該施設の整備に要する経費の2分の1以内

備事業（特定漁港漁場整備事業を除く。）のうち、魚礁及び養殖場の整備に要する経費

(4) 都道府県が行う広域漁港整備事業（特定漁港漁場整備事業を除く。）のうち、増殖場の整備に要する経費

(5) 都道府県が行う広域漁港整備事業（特定漁港漁場整備事業を除く。）のうち、水産業協同組合が実施する荷さばき所の整備に要する経費

(6) 市町村が行う広域漁港整備事業（特定漁港漁場整備事業を除く。）のうち、漁港施設の整備に要する経費に対し、都道府県が補助する事業に要する経費

当該事業のうち、当該施設の整備に要する経費の2分の1以内（沖縄振興計画に係るものにあつては、10分の6以内）

当該事業のうち、当該施設の整備に要する経費の2分の1以内

当該事業のうち、当該施設の整備に要する経費は下表のとおり

漁港の種類	地域	漁港施設	事業等の区分の欄に掲げる漁港施設ごとに当該漁港施設の整備に要する経費に対する率
ア 第3種漁港	北海道	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の7以内 10分の6以内 10分の5.5以内 10分の5以内 10分の5以内
	離島	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地  荷さばき所 漁港浄化施設	10分の8以内 10分の6以内 10分の5.5以内（離島架橋については、3分の2以内） 10分の5以内 10分の5以内
	奄美	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の9以内 10分の8以内 3分の2以内 10分の5以内 10分の5以内

イ 第 4種 漁港	沖 縄 県	基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の9以内 10分の5以内 10分の5以内
	内 地	基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地  荷さばき所 漁港浄化施設	10分の5以内（ただし、原子力発電施設等振興計画に係るものであって基本施設又は輸送施設の整備に要する経費にあっては、10分の5.5） 10分の5以内 10分の5以内
	北 海 道	外郭施設又は水域施設 係留施設又は輸送施設若しくは公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の7以内 3分の2以内 10分の5以内 10分の5以内
	離 島	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地  荷さばき所 漁港浄化施設	10分の8以内 3分の2以内 北海道の離島にあっては3分の2、その他の地域の離島にあっては10分の5.5以内（離島架橋については3分の2以内） 10分の5以内 10分の5以内
	奄 美	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の9以内 10分の8以内 3分の2以内 10分の5以内 10分の5以内
	沖 縄 県	基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の9以内 10分の5以内 10分の5以内
	内 地	基本施設又は輸送施設若し	10分の5以内（ただし、原子力

		くは公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	発電施設等振興計画に係るものであって基本施設又は輸送施設の整備に要する経費にあっては、10分の5.5) 10分の5以内 10分の5以内
ウ 第2種 漁港	北海道	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の7以内 10分の6以内 10分の5.5以内 10分の5以内 10分の5以内
	離島	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の8以内 10分の6以内 10分の5.5以内（離島架橋については3分の2以内） 10分の5以内 10分の5以内
	奄美	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の9以内 10分の8以内 3分の2以内 10分の5以内 10分の5以内
	沖縄県	基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の9以内 10分の5以内 10分の5以内
	内地	基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の5以内（ただし、原子力発電施設等振興計画に係るものであって基本施設又は輸送施設の整備に要する経費にあっては、10分の5.5） 10分の5以内 10分の5以内

- |  |  |
|--|--|
| (7) 市町村が行う広域漁港整備事業(特定漁港漁場整備事業を除く。)のうち、魚礁及び養殖場の整備に要する経費に対し、都道府県がその経費の5/6以上を補助する事業に要する経費                                     | 当該事業のうち、当該施設の整備に要する経費の2分の1以内                           |
| (8) 市町村が行う広域漁港整備事業(特定漁港漁場整備事業を除く。)のうち、増殖場の整備に要する経費に対し、都道府県がその経費の6/10以上を補助する事業に要する経費  | 当該事業のうち、当該施設の整備に要する経費の2分の1以内(沖縄振興計画に係るものにあつては、10分の6以内) |
| (9) 市町村が行う広域水産物供給基盤整備事業(特定漁港漁場整備事業を除く。)のうち、水産業協同組合が実施する荷さばき所の整備に要する経費  | 当該事業のうち、当該施設の整備に要する経費の2分の1以内                           |
| (10) 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が行う広域漁港整備事業(特定漁港漁場整備事業を除く。)のうち、魚礁の整備に要する経費に対し、都道府県がその経費の5/6以上を補助する事業に要する経費                           | 当該事業のうち、当該施設の整備に要する経費の2分の1以内                           |
| (11) 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が行う広域漁港整備事業(特定漁港漁場整備事業を除く。)のうち、魚礁の整備に要する経費につき、市町村がその経費の5/6以上補助するに要する経費に対し、都道府県が当該事業に要する経費の5/6以上を補助する | 当該事業のうち、当該施設の整備に要する経費の2分の1以内                           |

事業に要する経費											
イ 広域漁場整備事業	(1) 都道府県、市町村又は水産業協同組合が行う特定漁港漁場整備事業に要する経費	<p>特定漁港漁場整備事業に要する経費に対する補助率は、漁港漁場整備法施行令第4条の定める割合とする。</p> <p>ただし、沖縄振興計画に係るものであって魚礁の整備増殖場及び養殖場（沖合における大規模な漁場の整備に係るもの）の整備に要する経費にあっては10分の6、養殖場（沖合における大規模な漁場の整備に係るものを除く。）整備に要する経費にあっては2分の1以内とする。</p>									
	(2) 都道府県が行う広域漁場整備事業（特定漁港漁場整備事業を除く。）に要する経費	<p>(1) 当該事業（沖合における大規模な漁場の整備に係るものを除く。）に要する経費の2分の1以内。ただし、沖縄振興計画に係るものであって魚礁の整備及び増殖場の整備に要する経費にあっては、10分の7以内</p> <p>(2) 沖合における大規模な漁場の整備に要する経費にあっては、2分の1以内（沖縄振興計画に係るものにあっては、10分の6以内）</p>									
	(3) 市町村が行う広域漁場整備事業（特定漁港漁場整備事業を除く。）のうち、魚礁及び養殖場の整備に要する経費に対し、都道府県がその経費の5/6以上を補助する事業に要する経費	<p>当該事業（沖合における大規模な漁場の整備に係るものを除く。）に要する経費の2分の1以内。ただし、沖縄振興計画に係るものであって魚礁の整備に要する経費にあっては、10分の7以内</p>									
	(4) 市町村が行う広域漁場整備事業（特定漁港漁場整備事業を除く。）のうち、増殖場の整備に要する経費に対し、都道府県がその経費の6/10以上を補助する事業に要する経費	<p>(1) 当該事業（沖合における大規模な漁場の整備に係るものを除く。）に要する経費の2分の1以内。ただし、沖縄振興計画に係るものにあっては、10分の6以内</p> <p>(2) 沖合における大規模な漁場の整備に要する経費にあっては、2分の1以内（沖縄振興計画に係るものにあっては、10分の6以内）</p>									
(3) 水産物供給基盤機能保全事業 ア 水産物供給基盤機能保全事業	都道府県又は市町村が行う水産物供給基盤機能保全事業に要する経費	<p>当該事業のうち、当該施設の保全に要する経費は下表のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁港の種類</th> <th>地域</th> <th>漁港施設</th> <th>事業等の区分の欄に掲げる漁港施設ごとに当該漁港施設の整備に要する経費に対する率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 第</td> <td>北海道</td> <td>外郭施設</td> <td>10分の7以内</td> </tr> </tbody> </table>		漁港の種類	地域	漁港施設	事業等の区分の欄に掲げる漁港施設ごとに当該漁港施設の整備に要する経費に対する率	ア 第	北海道	外郭施設	10分の7以内
漁港の種類	地域	漁港施設	事業等の区分の欄に掲げる漁港施設ごとに当該漁港施設の整備に要する経費に対する率								
ア 第	北海道	外郭施設	10分の7以内								

1 種 漁港 、 2 種 漁港 又 第 3 種 漁港		係留施設 輸送施設（道路及び橋に限る。）又は公共施設用地（護岸に限る。）	10分の6以内 10分の5.5以内
	離 島	外郭施設 係留施設 輸送施設（道路及び橋に限る。）又は公共施設用地（護岸に限る。）	10分の8以内 10分の6以内 10分の5.5以内（離島架橋については3分の2以内）
	奄 美	外郭施設 係留施設 輸送施設（道路及び橋に限る。）又は公共施設用地（護岸に限る。）	10分の9以内 10分の8以内 3分の2以内
	沖 縄 県	外郭施設、係留施設、輸送施設（道路及び橋に限る。）又は公共施設用地（護岸に限る。）	10分の9以内
	内 地	外郭施設、係留施設、輸送施設（道路及び橋に限る。）又は公共施設用地（護岸に限る。）	10分の5以内（ただし、原子力発電施設等振興計画に係るものであって外郭施設、係留施設又は輸送施設（道路及び橋に限る。）の整備に要する経費にあっては、10分の5.5）
1 第 4 種 漁港	北 海 道	外郭施設 係留施設、輸送施設（道路及び橋に限る。）又は公共施設用地（護岸に限る。）	10分の7以内 3分の2以内

離島	外郭施設 係留施設 輸送施設（道路及び橋に限る。）又は公共施設用地（護岸に限る。）	10分の8以内 3分の2以内 北海道の離島にあっては3分の2、 その他の地域の離島にあっては10分の5.5以内（離島架橋については3分の2以内）
奄美	外郭施設 係留施設 輸送施設（道路及び橋に限る。）又は公共施設用地（護岸に限る。）	10分の9以内 10分の8以内 3分の2以内
沖縄県	外郭施設、係留施設、輸送施設（道路及び橋に限る。）又は公共施設用地（護岸に限る。）	10分の9以内
内地	外郭施設、係留施設、輸送施設（道路及び橋に限る。）又は公共施設用地（護岸に限る。）	10分の5以内（ただし、原子力発電施設等振興計画に係るものであって外郭施設、係留施設又は輸送施設（道路及び橋に限る。）の整備に要する経費にあっては、10分の5.5）

イ 漁港施設機能強化事業

都道府県又は市町村が行う漁港施設機能強化事業に要する経費

当該事業のうち、当該施設の整備に要する経費は下表のとおり

漁港の種類	地域	漁港施設	事業等の区分の欄に掲げる漁港施設ごとに当該漁港施設の整備に要する経費に対する率
1 第1種漁港、2 第2種漁港又は3	北海道	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の7以内 10分の6以内 10分の5.5以内 10分の5以内 10分の5以内
	離島	外郭施設又は水域施設 係留施設	10分の8以内 10分の6以内

種 漁 港		輸送施設又は公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の5.5以内（離島架橋につ いては3分の2以内） 10分の5以内 10分の5以内
	奄 美	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の9以内 10分の8以内 3分の2以内 10分の5以内 10分の5以内
	沖 縄 県	基本施設又は輸送施設若し くは公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の9以内  10分の5以内 10分の5以内
	内 地	基本施設又は輸送施設若し くは公共施設用地  荷さばき所 漁港浄化施設	10分の5以内（ただし、原子力発 電施設等振興計画に係るもので あって基本施設又は輸送施設の 整備に要する経費にあっては、1 0分の5.5） 10分の5以内 10分の5以内
イ 第 4 種 漁港	北 海 道	外郭施設又は水域施設 係留施設又は輸送施設若し くは公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の7以内 3分の2以内  10分の5以内 10分の5以内
	離 島	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は公共施設用地  荷さばき所 漁港浄化施設	10分の8以内 3分の2以内 北海道の離島にあっては3分の2、 その他の地域の離島にあっては1 0分の5.5以内（離島架橋につ いては3分の2以内） 10分の5以内 10分の5以内
	奄 美	外郭施設又は水域施設	10分の9以内

	係留施設 輸送施設又は公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の8以内 3分の2以内 10分の5以内 10分の5以内
沖 縄 県	基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地 荷さばき所 漁港浄化施設	10分の9以内 10分の5以内 10分の5以内
内 地	基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地  荷さばき所 漁港浄化施設	10分の5以内（ただし、原子力発電施設等振興計画に係るものであって外郭施設、係留施設又は輸送施設の整備に要する経費にあっては、10分の5.5） 10分の5以内 10分の5以内

(4) 浮魚礁漁場整備事業

(1) 都道府県が行う浮魚礁漁場整備事業に要する経費

当該事業に要する経費の2分の1以内。ただし、沖縄振興計画に係るものであって浮魚礁の整備に要する経費にあっては、10分の7以内。

(2) 市町村が行う浮魚礁漁場整備事業に要する経費に対し、都道府県がその経費の5/6以上を補助する事業に要する経費

当該事業に要する経費の2分の1以内。ただし、沖縄振興計画に係るものであって浮魚礁の整備に要する経費にあっては、10分の7以内。

(3) 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が行う浮魚礁漁場整備事業に要する経費に対し、都道府県がその経費の5/6以上を補助する事業に要する経費

当該事業に要する経費の2分の1以内。ただし、沖縄振興計画に係るものであって浮魚礁の整備に要する経費にあっては、10分の7以内。

(4) 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が行う浮魚礁漁場整備事業に要する経費につき、市町村がその経費の5/6以

当該事業に要する経費の2分の1以内。ただし、沖縄振興計画に係るものであって浮魚礁の整備に要する経費にあっては、10分の7以内。

	上補助するに要する経費に対し、都道府県が当該事業に要する経費の5/6以上を補助する事業に要する経費	
(5) 漁港関連道整備事業	<p>(1) 都道府県又は市町村が行う主要港関連道の整備に要する経費</p> <p>(2) 都道府県又は市町村が行う附帯関連道の整備に要する経費</p> <p>(3) 都道府県又は市町村が行う一般漁港関連道の整備に要する経費</p>	<p>当該事業に要する経費の2分の1以内(当該事業で北海道又は離島にあっては、当該事業に要する経費の10分の5.5以内(離島架橋にあっては、3分の2以内)、奄美群島振興開発計画に係るものにあつては10分の7以内、沖縄振興計画に係るものにあつては5分の4以内)</p> <p>当該事業に要する経費の2分の1以内(事業規模が5,000万円以上1億円未満のものであつて内地市町村が事業主体であるものに係る当該事業の用地及び補償費に要する経費にあつては、3分の1以内)</p> <p>当該事業に要する経費の2分の1以内(事業規模が5,000万円以上1億円未満のものであつて内地市町村が事業主体であるものに係る当該事業の用地及び補償費に要する経費にあつては、3分の1以内)</p>
(6) 調査指導監督費	<p>(1) 市町村又は水産業協同組合が行う特定漁港漁場整備事業に対する都道府県の調査及び指導監督の事務に要する経費</p> <p>(2) 市町村、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が行う地域水産物供給基盤整備事業(特定漁港漁場整備事業を除く。)に対する都道府県の調査及び指導監督の事務に要する経費</p> <p>(3) 市町村、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が行う広域水産物供給基盤整備事業(特定漁港漁場整備事業を除く。)に対する都道府県の調査及び指導監督の事務に要する経費</p> <p>(4) 市町村が行う水産物供給基</p>	<p>当該事務に要する経費の2分の1以内</p> <p>当該事務に要する経費の2分の1以内</p> <p>当該事務に要する経費の2分の1以内</p> <p>当該事務に要する経費の2分の1以内</p>

盤機能保全事業に対する都道府県の調査及び指導監督の事務に要する経費

(5) 市町村、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が行う浮魚礁漁場整備事業に対する都道府県の調査及び指導監督の事務に要する経費

当該事務に要する経費の2分の1以内

(6) 市町村が行う主要漁港関連道、附帯関連道及び一般漁港関連道の整備に対する都道府県の調査及び指導監督の事務に要する経費

当該事務に要する経費の2分の1以内

別表2（水産資源環境整備事業費補助）

事業等の区分	経費	補助率
(1) 水域環境保全創造事業	(1) 都道府県、市町村又は水産業協同組合が行う特定漁港漁場整備事業に要する経費	特定漁港漁場整備事業に要する経費に対する補助率は、漁港漁場整備法施行令第4条の定める割合とする。
	(2) 都道府県又は市町村が行う漁場公害防止対策事業に要する経費	当該事業に要する経費（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和46年政令第325号）第4条の規定による事業費）について公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第3条第1項に定める率（同条第3項で適用する同条第1項の規定による率を含む。）（2分の1）
	(3) 都道府県が行う水域環境保全のうち漁場の保全のための事業に要する経費（公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号。以下「事業者負担法」という。）の規定により事業者負担金を負担させるべき事業者がいる場合は、当該事業者負担金を除いた経費）	当該事業に要する経費の2分の1以内（沖縄振興計画に係るものであって計画事業費が1事業につき1億円以上のものにあつては、10分の6以内）
	(4) 市町村が行う水域環境保全のうち漁場の保全のための事業に要する経費（事業者負担法の規定により事業者負担金を負担させるべき事業者がいる場合は、当該事業者負担金を除いた経費）に対し、都道府県がその経費の5/10以上（計画事業費1億円以上のものにあつては6/10以上）を補助する事業に要する経費	当該事業に要する経費の2分の1以内（沖縄振興計画に係るものであって計画事業費が1事業につき1億円以上のものにあつては、10分の6以内）
	(5) 水産業協同組合が行う水域環境保全のうち漁場の保全のための事業に要する経費（事業者負担法の規定により事業	当該事業に要する経費の2分の1以内（沖縄振興計画に係るものであって計画事業費が1事業につき1億円以上のものにあつては、10分の6以内）

	<p>者負担金を負担させるべき事業者がいる場合は、当該事業者負担金を除いた経費)</p> <p>(6) 都道府県又は市町村が行う漁港公害防止対策事業に要する経費</p> <p>(7) 都道府県又は市町村が行う水域環境保全のうち漁場の保全のための事業以外の事業に要する経費</p>	<p>当該事務に要する経費の2分の1以内</p> <p>当該事業に要する経費の2分の1以内(清掃船建造に要する経費にあつては4分の1以内、廃船処理に要する経費にあつては3分の1以内)</p>
(2) 調査指導監督費	<p>(1) 市町村又は水産業協同組合が行う特定漁港漁場整備事業に対する都道府県の調査及び指導監督の事務に要する経費</p> <p>(2) 市町村又は水産業協同組合が行う水域環境保全創造事業に対する都道府県の調査及び指導監督の事務に要する経費</p>	<p>当該事務に要する経費の2分の1以内</p> <p>当該事務に要する経費の2分の1以内</p>

別表3（漁村総合整備事業費補助）

事業等の区分	経費	補助率
(1) 漁業集落環境整備事業	(1) 都道府県が行う漁業集落環境整備事業に要する経費  (2) 市町村が行う漁業集落環境整備事業に要する経費に対し、都道府県が補助する事業に要する経費	当該事業に要する経費の2分の1以内（沖縄県にあっては、当該事業に要する経費の10分の5.5以内）。ただし、地域資源利活用基盤施設整備のうち堆肥化施設（終末処理場から発生する汚泥と水産副産物を一体化に処理する施設をいう。以下同じ。）の整備にあっては、3分の1以内。  当該事業に要する経費の2分の1以内（沖縄県にあっては、当該事業に要する経費の10分の5.5以内）。ただし、地域資源利活用基盤施設整備のうち堆肥化施設の整備にあっては、3分の1以内。
(2) 調査指導監督費	(1) 市町村が行う漁業集落環境整備事業に対する都道府県の調査及び指導監督の事務に要する経費	当該事務に要する経費の2分の1以内

別表4（作業船整備事業）

事業等の区分	経費	補助率
作業船整備事業	都道府県が行う作業船整備事業に要する経費	当該事業に要する経費の10分の3以内

別記

様式第1号（第4関係、事業費の場合）

平成 年度水産基盤整備事業補助金等交付申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔北海道にあつては北海道開発局長、  
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事（又は市町村長 氏 名 印  
水産業協同組合代表者）

平成 年度において 漁港（又は地区）ほか 港（又は地区）の 事業を  
下記のとおり実施したいので、水産基盤整備事業補助金交付要綱第4の規定に基づき補助  
金等 円（補助事業等に要する経費 円）の交付を申請する。

記

事業計画書

- 1 事業の目的
- 2 事業主体
- 3 事業の内容及び経費の配分

（1）事業計画総括表

事業の施行場所			事業 主体	事業 費	事 務 費	工 事 費	間 接 補 助 事 業 に 要 す る 経 費	補 助 事 業 等 に 要 する 経 費	補 助 率	負 担 区 分				備 考
漁港名又 は地区名	漁港名 ・種類	所在地								国 費	都道府 県 費	市町村 費	その他	
				円	円	円	円	円		円	円	円	円	

## 備考

- 1 事業の施行場所欄には、漁港関連道整備事業については、漁港名、種類及び漁港の所在する市町村名（字名を含む。）を記載すること。  
また、その他の事業については、地区名及び関係市町村名（字名を含む。）を記載すること。この場合において、漁港施設の整備又は漁港の保全に係るものは、漁港名及び種類を記載すること。
- 2 事業主体欄には、複数の事業主体があるときは、すべての事業主体を記載のこと。
- 3 補助率欄には、複数の補助率があるときは、すべての補助率を、負担金の場合には負担率をそれぞれ記載すること。
- 4 間接補助事業に要する経費欄には、間接補助事業についての負担区分の国費、都道府県費、市町村費及びその他欄の額の合計額を記載すること。
- 5 補助事業等に要する経費欄には、直接補助事業等については、負担区分の国費、都道府県費、市町村費及びその他欄の額の合計額を記載すること。  
また、間接補助事業については、負担区分の国費及び都道府県費欄の額の合計額を記載すること。
- 6 負担区分（国費、都道府県費、市町村費、その他）欄には、事業費の欄の金額に対するそれぞれの負担金額を記載すること。
- 7 備考欄には、漁協等が事業主体となる場合の仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ地区ごとに記入すること。  
また、公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号。以下「事業者負担法」という。)の規定による事業者負担金を記載すること。

## (2) 事務費

### イ 事務費集計表

漁港名又は地区名	事業主体	事業費	事務費限度額	事務費申請額	事務費のうち国費	備考
		円	円	円	円	



備考

- 1 設計総括表は、漁港（又は地区）ごとに作成すること。
- 2 複数の事業主体があるときは、事業主体ごとに記載の上、それらの合計を記載すること。
- 3 費目欄には、本工事費、附帯工事費、船船及び機械器具費、営繕費、測量及び試験費又は用地及び補償費の別を記載すること。
- 4 工種欄には、防波堤、岸壁等漁港漁場整備法第3条に掲げる漁港施設及び魚礁、着定基質、区画施設、休憩所、漁業集落道その他の第1に規定する実施要領の事業内容に掲げる施設を施行箇所別に記載すること。
- 5 事業費欄には、事業費（事務費及び工事費の合計額）、事務費、工事費及び各工種ごとの経費の順に記載すること。

□ 工事費内訳表

事業主体	費目	工種	区分	数量	単位	単価	金額	備考
						円	円	

備考

- 1 工事費内訳書は、漁港（又は地区）ごとに作成すること。
- 2 複数の事業主体があるときは、事業主体ごとに記載すること。
- 3 費目欄及び工種欄は、この設計総括表の相当欄の記載事項と同様に記載すること。
- 4 区分欄には、基礎工、堤体工、上部工、附属工、用地費、補償費、間接工事費等の経費を記載すること。
- 5 事業計画平面図、標準横断面図、縦断面図その他必要な図面を添付すること。
- 6 用地及び補償費等の算定資料、安定計算表、埋立免許の写しその他必要な資料を添付すること。

4 事業の完了予定年月日

様式第2号（第4関係、調査指導監督費の場合）

平成 年度水産基盤整備事業調査指導監督費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔北海道にあつては北海道開発局長、  
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名印

平成 年度において水産基盤整備事業調査指導監督費を下記のとおり水産基盤整備事業補助金交付要綱第4の規定に基づき補助金 円（補助事業に要する経費 円）の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分  
(1) 調査指導監督費集計表

事業名	漁港名又は地区名	事業主体	事業費	算出基準	調査指導監督費 (補助対象額)	補助金	備考
			円	%	円	円	

備考

- 1 漁港名又は地区名欄には、漁港関連道整備事業については、漁港名、その他の事業については、地区名を記載すること。
- 2 複数の事業主体があるときは、事業主体ごとに記載の上、それらの合計を記載すること。
- 3 事業費欄には、事業主体の工事費及び事務費の合計額を記載すること。

( 2 ) 調査指導監督費内訳表

種 別	科 目		金 額	構 成 比	使 途 内 訳
	区 分	細 目			
			円	%	

備考

本表については、別記様式第1号の記の3の(2)の口の事務費内訳表に準じて記載すること。

3 事業の完了予定年月日

様式第3号（第6関係、事業費の場合）

平成 年度水産基盤整備事業補助金等交付決定変更申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔北海道にあつては北海道開発局長、  
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事（又は市町村長 氏 名 印  
水産業協同組合代表者）

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた 事業について  
下記のとおり { 交付決定額を 円（補助事業等に要する経費を 円）に・  
経費の配分を・内容を } 変更したいので、水産基盤整備事業補助金交付要綱第6の規定に  
基づき申請する。

- （注）1 補助事業等に要する経費及び補助金の額が増加する場合には、「交付決定変更申請書」を「交付決定変更及び追加交付申請書」とする。
- 2 { } 書は、該当する事項を記入すること。
- 3 中止又は廃止の場合は、「交付決定変更」を「中止又は廃止」とし、{ } の記載を「中止（又は廃止）に伴い」とすること。

記

事業計画変更書

- 1 変更の理由
- 2 事業主体
- 3 変更事業の内容及び経費の配分

( 1 ) 変更事業計画総括表

事業の施行場所			事業主体	事業費	事務費	工事費	間接補助事業に要する経費	補助事業等に要する経費	補助率	負担区分				備考
漁港名又は地区名	漁港名・種類	所在地								国費	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円		円	円	円	円	

備考

変更の対象となる漁港又は地区については、前回交付決定の金額を上段( )書すること。その他は、別記様式1号に準ずるものとする。

( 2 ) 変更事務費

イ 変更事務費集計表

漁港名又は地区名	事業主体	事業費	事務費限度額	事務費申請額	事務費のうち国費	備考
		円	円	円	円	

備考

前回交付決定の金額を上段( )書すること。その他は、別記様式1号に準ずるものとする。

ロ 変更事務費内訳表

事業主体	種別	科 目		金 額	構成比	使 途 内 訳
		区 分	細 目			
				円	%	

備考

前回交付決定の金額を上段( )書すること。その他は、別記様式1号に準ずるものとする。

(3) 変更工事費

漁港(又は地区)

イ 変更設計総括表

事業主体	費目	工種	数量	事業費	国費	国 費 算 定 内 訳						備考
						補 助 率		補 助 率		補 助 率		
						事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費	
				円	円	円	円	円	円	円	円	

備考

前回交付決定の金額を上段( )書すること。その他は、別記様式1号に準ずるものとする。

□ 変更工事費内訳表

事業 主体	費目	工種	区分	数量	単位	単価	金額	備考
						円	円	

備考

前回交付決定の金額を上段( )書すること。その他は、別記様式1号に準ずるものとする。

4 変更事業の完了予定年月日

様式第4号（第6関係、調査指導監督費の場合）

平成 年度水産基盤整備事業調査指導監督費補助金交付決定変更申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔北海道にあつては北海道開発局長、  
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた水産基盤整備事業調査指導監督費補助金を下記のとおり変更したいので、水産基盤整備事業補助金交付要綱第6の規定に基づき補助金を 円（補助事業に要する経費を 円）に変更交付されたく申請する。

（注）1 補助事業に要する経費及び補助金の額が増加する場合には、「交付決定変更申請書」を「交付決定変更及び追加交付申請書」とする。

記

- 1 変更の理由
  - 2 事業の内容及び経費の配分
- （1）調査指導監督費集計表

事業名	漁港名又は地区名	事業主体	事業費	算出基準	調査指導監督費 (補助対象額)	補助金	備考
			円	%	円	円	

備考

- 1 漁港名又は、地区名欄には、漁港関連道整備事業については、漁港名、その他の事業については、地区名を記載すること。
- 2 複数の事業主体があるときは、事業主体ごとに記載の上、それらの合計を記載すること。
- 3 事業費欄には、事業主体の工事費及び事務費の合計額を記載すること。
- 4 変更の対象となる漁港又は地区については、前回交付決定の金額等を上段に（ ）書すること。

( 2 ) 変更調査指導監督費内訳表

種 別	科 目		計 画		変更計画		比較増 減	使 途 内 訳
	区 分	細 目	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	
			円		円		円	

3 変更事業の完了予定年月日

様式第5号（第11関係）

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔 北海道にあつては北海道開発局長、  
 沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事（又は市町村長 氏 名 印  
 水産業協同組合代表者）

平成 年度水産基盤整備事業遂行状況報告書

平成 年度 事業の遂行状況を水産基盤整備事業補助金交付要綱第11の規定に基づき報告する。

記

事業名	漁港名又は地区名	計画事業費	実績事業費	進捗率	残高事業費	備考
		円	円	%	円	

備考 漁港名又は地区名欄には、作業船整備事業及び清掃船整備事業の場合にあつては、船種を記載すること。

様式第6号（第12関係、事業費の実績報告書）

平成 年度水産基盤整備事業補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔北海道にあつては北海道開発局長、  
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事（又は市町村長 氏 名 印  
水産業協同組合代表者）

平成 年度水産基盤整備事業を下記のとおり実施したので、水産基盤整備事業補助金交付要綱第12の規定に基づき報告する。

記

- 1 漁港又は地区別事業実績表
- 2 事業完了年月日
- 3 事業実績総括表
- 4 事務費実績表
- 5 工事費実績内訳表
- 6 取得財産調書

1 漁港別又は地区別事業実績表

漁港別又は地区別事業実績表

事業名	漁港名又は地区名	事業主体	交 付 決 定			計 画					実 績				備 考	
			番 号	年 月 日	変 更 年 月 日	事業費	負 担 区 分				事業費	負 担 区 分				
							国費	都道府県費	市町村費	その他		国費	都道府県	市町村費		その他

備考

- 1 交付決定の変更年月日欄には、最終変更の年月日を記載すること。
- 2 計画（事業費、負担区分（国費、都道府県費、市町村費、その他））欄には、最終承認等のあった金額を記載すること。
- 3 複数の事業主体があるときは、施行者ごとに記載の上、それらの合計を記載すること。

2 事業完了年月日

### 3 事業実績総括表

事業実績総括表

漁港名 又は地区名	事業主体	工種	事業費	事務費	工事費	工事費内訳						国費内訳					
						本工事費	附帯工事費	測量及試験費	用地及び補償費	船舶及び機械器具費	営繕費	補助率	交付決定額 A	既受領額 B	不用額 A - B	精算額 C	返還額 B - C
			円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円

#### 備考

- 1 複数の事業主体があるときは、事業主体ごとに記載の上、それらの合計を記載すること。
- 2 工種欄には、別記様式第1号の記の3の(3)のイの設計総括表の相当欄の記載事項に準じて記載すること。
- 3 事業費欄、事務費欄及び工事費欄には、複数の補助率があるときは、補助率の高い順に補助率ごとの小計額を2の内訳として記載すること。
- 4 工事費内訳に掲げる事項欄には、工種欄に対応する工事費を記載すること。
- 5 国費内訳の交付決定欄には、最終の交付決定額を記載すること。

#### 4 事務費実績表

##### (1) 事務費実績集計表

事業名	漁 港 名 又は地区名	事業費	事務費 限度額	事務費	事務費のうち国費	備 考
		円	円	円	円	

##### (2) 事務費実績内訳表

種 別	科 目		計画額	実績額	比較増減	構成比	使 途 内 訳
	区分	細目					
			円	円	円	%	

#### 備考

本表については、別記様式第1号の記の3の(2)の口の事務費内訳表に準じて記載すること。

#### 5 工事費実績内訳表

##### 工事費実績内訳表

事業名	漁 港 名 又 は地区名

事業主体	費目	工種	計 画		実 績		契約 年月日	契約 工期	工事 完了 年月日	検査 年月日	検査 員職 氏名	備 考
			数量	金額	数量	金額						
				円		円						

#### 備考

- 1 工種欄及び計画の数量、金額欄には、最終承認等のあったものを記載すること。
- 2 実績の数量、金額欄には、工種欄、計画(数量、金額)欄に対応して事業実施した

実績の数量及び金額を記載すること。

- 3 契約年月日欄には、当初の契約年月日を記載すること。
- 4 契約工期欄には、契約した工期を記載すること。契約変更をしたときは、契約変更後の工期を記載すること。
- 5 水域環境保全創造事業のうち漁場公害防止対策事業及び水域環境保全創造事業のうち漁場の保全のための事業においては、地区別に事業の経過及び完了を証するに足る写真及び図面を添付すること。
- 6 工事完了年月日欄には、工事完成届に基づく工事完了年月日を記載すること。

## 6 取得財産調書

### 取得財産調書

名 称	形状寸法	数量	単価	価格	検収(取得) 年 月 日	耐用年数	備 考
			円	円			

#### 備考

名称欄には、機械、器具名を記載すること。

様式第7号（第12関係、調査指導監督費の実績報告書）

平成 年度水産基盤整備事業調査指導監督費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔北海道にあつては北海道開発局長、  
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名印

平成 年度水産基盤整備事業調査指導監督費補助金を下記のとおり実施したので、  
水産基盤整備事業補助金交付要綱第12の規定に基づき報告する。

記

1 調査指導監督費集計表

事業名	漁港名又は地区名	事業主体	事業費	算出基準	調査指導監督費 (補助対象額)	補助金	備考
			円	%	円	円	

備考

- 1 漁港名又は地区名欄には、漁港関連道整備事業については、漁港名、その他の事業については、地区名を記載すること。
- 2 複数の事業主体があるときは、事業主体ごとに記載の上、それらの合計を記載すること。
- 3 事業費欄には、事業主体の工事費及び事務費の合計額を記載すること。

## 2 調査指導監督費実績集計表

事業名	漁港名又は 地区名	事業主体	事業費		調査指導監督費 (補助対象額)		補助金		交付決定 番号 年月日	備考
			計画	実績	計画	実績	計画	実績		
			円	円	円	円	円	円		

### 備考

交付決定、番号、年月日欄には、最終の交付決定番号、年月日を記載すること。

## 3 調査指導監督費実績内訳表

種別	科目		計画額	実績額	比較増減( )	構成比	使 途 内 訳
	区分	細目					
			円	円	円	%	

## 4 事業の完了年月日

様式第8号（第12関係、繰り越した場合）

平成 年度

事業年度終了報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔北海道にあつては北海道開発局長、  
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事（又は市町村長 氏 名 印  
水産業協同組合代表者）

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受け翌年度へ繰り  
越した 事業の会計年度が下記のとおり終了したので、水産基盤整備事業補助金交  
付要綱第12の規定に基づき報告する。

記

- 1 事業実績総括表
- 2 事務費実績表
- 3 工事費実績内訳表

（注） 様式は、様式第6号に準ずる。

様式第9号(第12関係)

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔北海道にあつては北海道開発局長、  
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事(又は市町村長 氏 名 印  
水産業協同組合代表者)

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあつた 事業費補助金について、水産基盤整備事業補助金交付要綱第12の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |                              |   |   |
|------------------------------|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額         | 金 | 円 |
| (平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)   |   |   |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2)              | 金 | 円 |

(注)市町村、事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。